

全銀協 TIBOR 改革について

1. 全銀協 TIBOR とは

一般に 1 年以内の資金取引を行う市場は「短期金融市場」と呼ばれており、この短期金融市場は、銀行などの金融機関を主な参加者とする「インターバンク市場」と一般の事業会社等も参加する「オープン市場」に区分されます。

全銀協 TIBOR は、この短期金融市場のうちインターバンク市場の午前 11 時時点の取引の実勢を反映する金利指標であり、本邦無担保コール市場¹の実勢を反映する日本円 TIBOR と本邦オフショア市場²の実勢を反映するユーロ円 TIBOR の 2 つの TIBOR があり、これらを公表しています³。

全銀協 TIBOR は、全銀協 TIBOR 運営機関が指定した複数の金融機関（「リファレンス・バンク」といいます）が、全銀協 TIBOR の定義⁴とルールに従い算出・決定し、全銀協 TIBOR 運営機関に呈示したレートから、最高値 2 社分、最低値 2 社分の値を除外した残りの呈示レートを平均して算出しています。

2. 全銀協 TIBOR 改革について

海外の金融指標の不正操作を受け、世界各国・地域の監督当局等から構成される国際的な機関（証券監督者国際機構：IOSCO）が公表した「金融指標に関する原則」の遵守に向けて、全銀協 TIBOR 運営機関は、平成 26 年（2014 年）4 月の設立以降、全銀協 TIBOR の算出・公表に係るガバナンスの強化に加えて、全銀協 TIBOR を「より実際の取引に依拠する指標」とし、その信頼性・透明性を向上させるため、全銀協 TIBOR 改革に向けた検討を進めて参りました。

全銀協 TIBOR 運営機関は、これら全銀協 TIBOR 改革に向けた検討結果を踏まえ、平成 29 年（2017 年）7 月 24 日付けで全銀協 TIBOR 改革を実施しました。

<全銀協 TIBOR 改革のコンセプト>

- ・全銀協 TIBOR を参照する既存の金融取引・金融商品に与える影響を最小限に抑えるため、名称・定義を変更せずに、全銀協 TIBOR 改革前後において、指標としての連続性・同一性を確保すること
- ・全銀協 TIBOR の指標としての連続性・同一性を確保する一方で、全銀協 TIBOR を「より実際の取引に依拠する指標」とするために、全銀協 TIBOR の算出ベースとなる呈示レートを算出するために選定されたりファレンス・バンクの呈示レートの算出・決定プロセスを統一・明確化すること

¹ 本邦無担保コール市場とは、銀行などの金融機関が短期的な円資金の過不足を調整するために、無担保で資金取引を行う市場

² 本邦オフショア市場とは、銀行などの金融機関が非居住者との間で円資金の取引を行う市場

³ 6 種類の期間（1 週間物、1、2、3、6、12 か月物）を公表（平成 29 年 7 月 24 日時点）。

⁴ 全銀協 TIBOR の定義は、以下のとおりです。

- ・日本円 TIBOR 「午前 11 時時点の本邦無担保コール市場におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に市場実勢と看做したレート」
- ・ユーロ円 TIBOR 「午前 11 時時点の本邦オフショア市場におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に市場実勢と看做したレート」

<全銀協 TIBOR 改革における問題意識とその対応内容>

リファレンス・バンクの呈示レートの算出・決定プロセスが具体的に公表されておらず、透明性が高くない・・・

関連市場のデータの具体的な参照方法が公表されておらず、「実際の取引への依拠」が十分でない・・・

- ① リファレンス・バンクの呈示レートの算出・決定プロセスを統一・明確化し、運営機関がその手法を公開
- ② 実勢を反映するインターバンク市場のデータを最上位に置いたうえで、市場として類似性が高い市場のデータから順番に優先順位を定め、より実際の取引に依拠する指標を実現

<日本円 TIBOR における市場のデータの優先順位>

<p>順位 1：無担保コール市場のデータ</p>	<p>①無担保コール市場の当日の実際の取引データ ②無担保コール市場の各種気配値 ③過去の無担保コール市場の実際の取引データ ※①から③の順番でデータのあるところで呈示レートを算出・決定（①から③のデータが存在しない場合には、「順位 2」に移行）。</p>
<p>順位 2：無担保コール市場に準じるインターバンク市場のデータ</p>	<p>①本邦オフショア市場および銀行間 NCD⁵市場の当日の実際の取引データ ②本邦オフショア市場の各種気配値 ③過去の本邦オフショア市場および銀行間 NCD 市場の実際の取引データ ※①から③の順番でデータのあるところで呈示レートを算出・決定（①から③のデータが存在しない場合には、「順位 3」に移行）。</p>
<p>順位 3：ホールセール市場を含む関連市場のデータ</p>	<p>・NCD 取引（銀行間 NCD 市場に係るものを除く）・大口定期預金取引の実際の取引データ、短期国債市場・GC レポ市場⁶・OIS 市場⁷の気配値 ※データ間の優先順位はない。</p>
<p>—</p>	<p>・順位 1～順位 3 のすべてのデータが存在しない場合に限り、実際の取引データ以外も勘案して呈示レートを算出・決定することを許容</p>

⁵ 第三者に預金の譲渡が可能な自由金利預金（Negotiable Certificate of Deposit の略）

⁶ 現金を担保とする債券の貸借取引に係る市場で債券の銘柄を特定しないもの（General Collateral）

⁷ 一定期間のオーバーナイト無担保コールレートと固定金利を交換する取引（OIS：Overnight Index Swap の略）を行う市場

(ご参考：全銀協 TIBOR の算出・公表に係るガバナンスの強化)

- ・全銀協 TIBOR 運営機関は、平成 26 年（2014 年）4 月に一般社団法人全国銀行協会から、全銀協 TIBOR の算出・公表に係る業務の移管を受け、その業務を開始しました。
- ・全銀協 TIBOR 運営機関の業務開始に併せて、以下のとおり全銀協 TIBOR の算出・公表に係る業務に係るガバナンスを強化したほか、平成 27 年（2015 年）5 月に、金融商品取引法上の「特定金融指標算出者」に指定され、金融庁の監督を受けています。

